

別表（第6条関係）

津市一志農村環境改善センター施設の使用料

単位 円

使用料の区分		使 用 料				超過使用料	冷暖房 使用料
時間区分 使用区分		午前9時から 正午まで	正午から午 後5時まで	午後5時から 午後10時ま で	午前9時から 午後10時ま で	1時間増す ごとに	使用時間1 時間につき
多目的 ホール	平日の 使用	5,230	5,230	8,380	10,470	1,040	1,040
	土曜 日、日 曜日、 又は休 日の使 用	10,470	10,470	15,170	20,950	2,090	1,040
大会議室		2,090	2,090	3,140	5,230	—	310
小会議室							
和 室							
調理実習室							
健康管理室							
農業研修室		1,040	1,040	1,040	2,090	—	310

〔備考〕

- 1 本市の住民以外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 2 使用者が入場料等を徴収する場合は、次に定める額を加算する。
この場合において、当該額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
 - (1) 入場料等の額が500円未満の場合は、当該使用料の3割の額
 - (2) 入場料の額が500円以上1,000円未満の場合は、当該使用料の5割の額
 - (3) 入場料が1,000円以上の場合は、当該使用料の10割の額
- 3 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又は使用時間が1時間未満であるときは、これらを1時間とする。
- 4 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日进行。